

## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に規定する 居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る基準を次のとおり定める。

地域のまちなみや自然景観との調和に配慮されたもので、次に掲げるものに適合するものであること。

- 一 建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2の規定による地区計画等の区域（同条の規定により制定された会津若松市の条例において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する制限を定めている区域を除く。）内にあっては、地区整備計画等（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）
- 二 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定による景観計画区域内にあっては、当該景観計画に定められた良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）
- 三 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第4項に規定する促進区域の区域、同条第6項に規定する都市計画施設の区域、同条第7項に規定する市街地開発事業の施行区域若しくは同条第8項に規定する市街地再開発事業等予定区域又は住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項の改良地区に建築をしようとする住宅が位置しないこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。